

府 番 第 4 1 号  
総 行 住 第 3 4 号  
令 和 元 年 6 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室長  
( 公 印 省 略 )  
総務省自治行政局長  
( 公 印 省 略 )

#### マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について（依頼）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（以下「骨太の方針」という。）において、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）を踏まえ、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進することとされました。

令和2年度に予定されているマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策の実施やマイナンバーカードの健康保険証としての利用開始により、今後、マイナンバーカードの交付申請が大幅に増加し、市町村の交付・申請窓口が混雑することが予想されます。このため、マイナンバーカードの普及を本年度から積極的に進めていくことや、企業等に出張して申請を受け付け、本人確認を済ませることで交付時の来庁を不要とすることなどにより、窓口への負担をできるだけ軽減し、カードの円滑な取得を実現することが重要です。

つきましては、各地方公共団体におかれては、下記に格段の御配意の上、マイナンバーカードの取得促進に積極的に取り組んでいただくようお願いします。また、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれては、マイナンバーカードの交付体制の増強について、計画的に取り組んでいただくようお願いします。

各都道府県におかれては、この旨を域内の指定都市を除く市町村に対して周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

## 1. 国家公務員・地方公務員等によるマイナンバーカードの取得

骨太の方針において、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進することとされ、地方公務員等については、「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（依頼）」（令和元年6月28日付け総行福第23号）によりマイナンバーカードの一斉取得を推進することとされたところ。これを踏まえ、本年秋以降、交付申請の大幅な増加が見込まれることから、所要の補正予算の編成を含め、マイナンバーカードの交付を円滑に実施できる体制の整備を行われないこと。

また、国の機関や他の地方公共団体から要請があった場合には、当該国の機関や地方公共団体の事務所等に出向き、出張申請受付方式（企業、病院、自治会、商業施設等に市町村職員が出向き、申請受付とともに本人確認を済ませることで、交付時に来庁することなく、本人限定受取郵便や企業等に再度出向いての本人への手交によりマイナンバーカードの交付を行う方式をいう。以下同じ。）によるマイナンバーカードの交付申請の受付を実施されたいこと。

## 2. 来庁者への申請勧奨及び申請受付

庁舎入口への案内板の設置や案内のための職員の配置により、全ての来庁者に対してマイナンバーカードの申請勧奨及び申請窓口への誘導を実施されたいこと。特に、転入や児童手当の認定、国民健康保険への加入等の行政手続の際には、当該手続の担当課から来庁者に対してマイナンバーカードの申請勧奨及び申請窓口への誘導を実施されたいこと。

この際、交付申請者の本人確認を行うことができる場合には、申請時来庁方式（申請受付時に本人確認を済ませることで、交付時には再度来庁することなく、本人限定受取郵便によりマイナンバーカードの交付を行う方式をいう。以下同じ。）によるマイナンバーカードの交付申請の受付を実施されたいこと。

なお、申請時来庁方式によるマイナンバーカードの交付申請の受付を実施する場合においても、オンラインで交付申請を行うことができるよう、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」（平成27年9月29日付け総行住第137号）の改正を予定しており、早期かつ円滑なマイナンバーカードの発行を進める観点から、オンラインでの交付申請を積極的に進められたいこと。

## 3. 出張申請受付の実施

出張申請受付方式によるマイナンバーカードの交付申請の受付について、受入先との調整が整い次第、順次実施し、本年8月から本格的に実施されたいこと

なお、事前の調整及び準備については、「出張申請受付方式（企業等一括申請方式）及び出張申請サポートの推進について」（平成31年1月31日付け事務連絡）において示した「マイナンバーカード出張申請受付方式（企業等一括申請方式）出張申請サポート方式ガイドブック」を参照されたいこと。

## 4. 国の機関等における出張申請受付のモデル事業の実施

ハローワークにおいては、雇用保険の受給に係る説明会に併せたマイナンバーカードの交付申請窓口の設置等のモデル事業を、運転免許センター等においては、運転免許証の更新手続の際に、運転免許証用の写真を活用するなどしてマイナンバーカードの交付申請を市町村が受け付けるモデル事業を、地方出入国管理局においては、来庁する外国人に対し、所在地の市町村と連携してマイナンバーカードの交付申請の支援を行うモデル事業を、それぞれ実施する予定としていることから、これらのモデル事業に積極的に協力いただきたいこと。

## 5. 申請サポートの実施

郵便局や商業施設、イベント会場等において、交付申請者の手続的負担を軽減して交付申請を促すことができる申請サポート方式（マイナンバーカードの交付申請に用いる顔写真の撮影やオンライン申請のサポート等の申請支援を行う方式をいう。以下同じ。）によるマイナンバーカードの交付申請の支援を積極的に実施されたいこと。

また、来庁者への申請勧奨及び申請受付を行うに当たって、来庁者が本人確認書類を携帯しておらず本人確認を行うことができないため、申請時来庁方式をとることができない場合においても、申請サポート方式によるマイナンバーカードの交付申請の支援を実施されたいこと。

なお、申請サポート方式によるマイナンバーカードの交付申請の支援を実施する場合においても、早期かつ円滑なマイナンバーカードの発行を進める観点から、オンラインでの交付申請を積極的に進められたいこと。

## 6. 住民への周知広報

関係部局において、自治体ポイントを活用した消費活性化策や健康保険証利用をはじめとするマイナンバーカードの利便性の向上、マイナンバーの秘匿に関する誤解払拭をはじめとしたマイナンバー制度の理解促進とマイナンバーカードの安全性等について、広報誌、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用するほか、関係機関・団体等と連携した地域・学校等での出張説明会等を通じて、住民に周知されたいこと。

この際、本年7月以降、内閣府より提供することとしている広報素材（後日、詳細を別途連絡）を積極的に活用し、庁舎窓口や公民館等の公有施設等でのポスター掲示等による広報を実施されたいこと。

## 7. 交付円滑化計画の策定及び進捗管理

令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、本年8月を目途に、政府としてマイナンバーカードの普及に向けた工程表を策定することとしていること。これを受けて、全ての市町村に対し、当該工程表において示す予定である交付枚数の想定に沿った「交付円滑化計画」の作成を依頼する予定であること。

「交付円滑化計画」においては各市町村のマイナンバーカードの交付枚数の想定や、それに対応するための臨時窓口の設置や職員の配置、休日・夜間開庁、出張申請受付等を含む交付体制の増強のスケジュール等を記載いただくことを検討しており、これ

らの事項について、本年秋以降、月単位で進捗状況をフォローアップする予定としていること。

これらを踏まえ、「交付円滑化計画」の作成に向けて、必要な体制の整備の検討を進められたいこと。

#### 8. 個人番号カード交付事務費補助金交付要綱の改正

「個人番号カード交付事務費補助金交付要綱」（平成 27 年 6 月 23 日付け総行住第 66 号）を改正し、出張申請受付方式及び申請サポート方式によるマイナンバーカードの交付申請の受付及び支援を実施するために要するタブレット端末及びモバイルプリンターの購入のための費用並びに職員旅費については、新たに個人番号カード交付事務費補助金（以下「補助金」という。）の対象とする予定としていることから、積極的に活用されたいこと。

ただし、タブレット端末及びモバイルプリンターの購入のための費用については、今年度に限り補助金の対象とすることとしており、補正予算の編成を含め、活用のための準備を進められたいこと。

#### 9. マイキー I D の設定支援

令和 2 年度に実施することとされているマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策の円滑な実施に向けて、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策の導入準備の促進について（通知）」（令和元年 6 月 28 日付け総行情第 15 号）により、マイキー I D の設定支援等の実施が要請されているところであり、関係部局が連携し、マイナンバーカードの交付事務その他の窓口事務の実施に当たり円滑なマイキー I D の設定が実施できるよう配慮されたいこと。

#### 10. 健康保険証としての利用のための初期設定支援

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルを通じて初期設定を行う必要があるところ、令和 2 年 4 月から当該初期設定を行うことが可能となる予定である。各市町村に依頼する初期設定支援の具体的な内容については、追って通知予定であるが、国で調達し市町村等に供用しているマイナポータル用端末を窓口を設置する等の準備を進められたいこと。

総務省自治行政局住民制度課

担当者：小泉係長、川上官、尾崎官

TEL：03-5253-5517（直通）FAX：03-5253-5592

E-mail：juki@soumu.go.jp